

市道和歌山市駅前線における社会実験及び基本計画策定業務
プロポーザル実施要領

公表日 令和8年7月13日
(2026年)

1 目的・趣旨

本市では「和歌山市まちなかエリアビジョン」を策定し、「住みたいと選ばれる魅力がふれるまち」の創出を目指している。特に、南海和歌山市駅周辺エリアでは“通過点から目的地へ”を掲げ、市道和歌山市駅前線を「移動空間」から「滞留空間」へと転換することにより、駅や図書館からの回遊を促すとともに、和歌山城・ぶらくり丁等の歴史・商業エリアへの動線強化を目指している。本業務では、市道和歌山市駅前線を、多くの主体の共感や実感を伴った空間の創出に結びつけていくための、ワーキンググループ・協議会の運営支援、社会実験の実施、及び基本計画の策定を目的とする。また、業務の実施にあたり、地元自治会、地元商店街、事業関係者、学識経験者など、様々な関係者と連携し、企画・検討を行うことを前提としている。

本業務は、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析など高度な専門性が求められるとともに、新たな視点やその検討を行う積極性が求められるため、プロポーザル方式により受注候補者を選定する。

2 契約概要

- (1) 名称 市道和歌山市駅前線における社会実験及び基本計画策定業務
- (2) 場所 市道和歌山市駅前線
- (3) 業務内容 別紙特記仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 見積限度額（予定価格）

23,793,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税を納税し、これを完納している者（滞納していない者）であり、なおかつ、その代表者についても同様に完納している者（滞納していない者）。
また、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (3) 実施要領の公表日から受注候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市

物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
また、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）又は、和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

- (5) プレゼンテーション等の実施日以前3か月以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者であること（ただし、同一事案で指名停止等の措置を講じられた者は除く。）。

- (6) 平成23年度以降に、次のアからウまでのいずれかが発注した本業務に類似する業務（道路、広場、公園の整備に関する社会実験又は基本計画策定）の実績を有しており、業務を完了した実績があること。

ア 国又は地方公共団体

イ 公共法人及び国土交通省令で定める法人

ウ 一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（以下「TECRIS」という。）に登録された公共機関等

- (7) 本業務に関して以下の条件を満たす管理技術者、照査技術者その他の技術者を各1名以上当該業務に配置できること。

ア 管理技術者：技術士「総合技術監理部門（都市計画及び地方計画）又は建設部門（都市計画及び地方計画）」又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（造園又は都市計画及び地方計画）又は一級建築士の資格を有する者とする。

イ 照査技術者：都市計画、公共空間活用、賑わい創出等、当該業務と同一または関連する分野において、十分な実務経験を有する者であること。

ウ 道路設計技術者：道路の設計業務を行う者とし、技術士「建設部門（都市計画及び地方計画又は道路）」又はRCCM（道路）又はランドスケープアーキテクト（RLA）のいずれかの資格を有する者であること。

※上記ア、イ、ウの技術者のうち、少なくとも1名は技術士の資格を有している者を配置すること。

※ア及びイについては、直接的な雇用関係にあること。

※兼任について

- (7) 管理技術者は道路設計技術者を兼ねることができる。ただし、技術士「建設部門（都市計画及び地方計画又は道路）」又はRCCM（道路）又はランドスケープアーキテクト（RLA）のいずれかの資格を有すること。
- (イ) 照査技術者は他の技術者を兼ねることができない。
- (8) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業団体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ア 構成団体は前記(1)から(5)までの要件の全てを満たすこと。また、構成団体のうち1者以上が、前記(6)(7)の要件を満たすこと。
 - イ 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は代表構成団体を選定し、当該代表団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

5 プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 4参加資格(2)に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、「和歌山市税に係る納税（完納）証明書」を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が付加徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。

なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 委任状及び使用印鑑届出書（様式3）

エ 代表事業者及び構成員届出書兼委任状（様式4）

複数の者で構成し参加する場合に限り、提出すること。

オ 4参加資格(6)に示す確認資料

規定する業務に係る契約を適正にその履行を完了した実績を有することを証する書類。業務履行実績調書（様式５）に記載し、契約に係る契約書の写し、仕様書等の写し、又はTECRIS登録内容の写し等を提出すること。なお、複数の実績を有する場合はすべて提出すること。

カ ４ 参加資格(7)に示す確認資料

規定する経験及び能力を有することを証する書類及び直接的に雇用していることを証する書類。配置予定技術者調書（様式７）に記載し、契約に係る契約書の写し、管理技術者通知書等の写し、健康保険証の写し等を提出すること。

キ 業務実施体制（様式６）

ク 会社概要調書（様式８）

ケ 役員等調書及び照会承諾書（様式９）

なお、イ、ウ及びケについては、和歌山市契約規則（平成１５年規則第８３号）の規定により競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、提出しなくてよい。

(2) 提出期限 令和８年７月２７日（月）１７時１５分まで（必着）

(3) 提出先 和歌山市七番丁２３番地 和歌山市役所 本庁舎９階

都市建設局 都市計画部 都市再生課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 4 8

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 1 1 7

E-mail : toshisaisei@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。

持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く８時３０分から１７時１５分までとする。郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とすること。

6 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。なお、参加資格を有しないと判断した場合も結果を送付する。

送付予定日 令和８年７月３１日（金）（予定）

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、原則として個別の対応を行わないため、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 質問方法

質問書（様式１０）を電子メール、持参又は郵送で提出すること。

なお、電子メールの場合は、件名を「プロポーザル質問書」とし、質問書（様式１０）を添付の上、送信すること。送信後、電話にてメールの着信確認を行うこと。

- (2) 提出期限 令和8年8月3日（月）17時15分まで
- (3) 提出先 5(3)に同じ。
- (4) 回答方法 令和8年8月12日（水）までに、本市ホームページにおいて、質問者を特定することができないようにした上で、質問及び回答を掲載（公開）する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

A3判、左綴じ、表紙を含まず片面3ページ以内もしくはA4判、左綴じ、表紙を含まず片面6ページ以内とする。

【提案内容】以下の内容は必ず記載すること。

- ・当該業務の実施方針（業務実施体制等）
- ・居心地が良く歩きたくなる道路空間を創出するための考え方の提案
- ・ワーキンググループ支援に関する提案
- ・社会実験の実施内容・体制について

イ 参考見積書

- ・任意様式とする。
- ・積算内訳がわかるように明示すること。
- ・業務価格は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。
- ・見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。

- (2) 提出部数等 正本1部及び副本1部（副本は写し可）とし、提出書類データを保存した電子記録媒体も提出すること。（データ保存形式：Word、Excel、PowerPoint、PDF）

- (3) 提出期限 令和8年8月24日（月）17時15分まで（必着）

- (4) 提出先 5(3)に同じ

- (5) 提出方法 5(4)に同じ。ただし、提出書類データのみは電子メールも可とする。送信後、電話にてメールの着信の確認を行うこと。

(6) 注意事項

ア フォントサイズは11ポイント以上とする。

イ 企画提案書等の提出は、1事業者につき1提案とし、複数の提案を行うことは認めない。

ウ 正本の場合は事業者名を記入しても良いが、副本の場合は空白とすること。なお、電子データは事業者名を記載しないこと。

9 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

企画提案者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、「10評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受注候補者」という。）として特定する。ただし、提出されたすべての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受注候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時等

ア 実施内容

企画提案書等の説明に15分以内、質疑応答20分程度とする。

イ 開催日時

令和8年9月2日（水）（予定）

確定した日時及び場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

ウ 説明者

3名以内とする。

エ その他

プロジェクター、スクリーン、モニターケーブルについては準備するが、その他パソコン、レーザーポインター等必要なものについては企画提案者において準備し持ち込むこと。また、プレゼンテーションの際は、提案者を特定できるような事業者名等を述べないこと。

(3) 評価結果の通知

評価結果はプロポーザル評価結果通知書（令和8年9月8日（火）送付予定）により通知する。

10 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

なお、50／100点（5割）を最低基準とする。

評価基準及び配点

評価基準	配点
(1)基礎評価	
業務実績の評価	5点
業務実施体制の評価	5点
配置技術者の評価	5点
業務価格の適正評価	20点
基礎評価項目 小計	配点（35点／100点）

(2)提案内容評価	
和歌山市のまちなかに係る取組み及び業務の趣旨の理解度	5 点
居心地が良く歩きたくなる道路空間を創出するための考え方の提案	20 点
ワーキンググループ支援に関する提案	15 点
社会実験の妥当性、実現性、独創性	10 点
プレゼンテーション等	5 点
提案内容の妥当性、実現性	10 点
提案内容評価項目 小計	配点（65点／100点）
企画提案評価 合計	100 点

1 1 日程

項 目	日 程
公募の開始	令和8年7月13日（月）
参加資格確認申請書受付	令和8年7月13日（月）から 令和8年7月27日（月）17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和8年7月31日（金）（予定）
質問の受付	令和8年7月13日（月）から 令和8年8月 3日（月）17時15分まで
質問への回答期限	令和8年8月12日（水）
企画提案書の受付	令和8年8月24日（月）17時15分まで
企画提案評価	令和8年9月 2日（水）（予定）
評価結果通知	選定委員会後、速やかに実施
契約締結	令和8年9月中旬頃

1 2 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1 3 契約に関する事項

- (1) 契約保証を適用する。
- (2) 前払い制度を適用する。契約金額の30%以内とする。
- (3) 部分払い制度を適用する。

1 4 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用するができるものとする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受注候補者を特定する。
- (6) 本業務の契約が成立するまでの間において、特定された受注候補者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、契約を締結しないものとする。
- (7) 受注候補者特定後、和歌山市と協議を行うが、それに伴い仕様書の内容に若干の変更が発生する場合がある。
- (8) 協議等により交渉が不調に終わった際は、次点の者と交渉する場合がある。
- (9) プロポーザルの実施結果については、受注候補者名、受注候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者によっては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。
- (10) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (11) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (12) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。
- (13) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管すること。
- (14) この要領に定めるもののほか、本業務の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本市の規則等の定めるところによる。
- (15) その他必要な事項については、本市と受注候補者が別途協議の上定める。